

蒲郡市適応指導教室の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立の小中学校（以下「学校」という。）において授業、課外活動等の学校生活に適応できないため、長期間の欠席状況にある児童又は生徒（以下「不登校児童生徒」という。）を対象に、当該不登校児童生徒の学校生活への復帰のための指導及び支援をするとともに、社会的自立を図ることを目的として蒲郡市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 あすなる教室

(2) 位置 蒲郡市神明町2番2号 蒲郡市生きがいセンター4階

3 適応指導教室に相談室を設置するものとし、その名称は、「あすなる教室『麦』」とする。

(事業内容)

第3条 適応指導教室は、次の事業を行う。

(1) 一人ひとりの不登校児童生徒に応じた社会的体験及び学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復の実現に関する事業

(2) 不登校児童生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談に関する事業

(3) 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、スクールカウンセラー及びその他関係機関と連携した不登校児童生徒への支援に関する事業

(4) その他教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事業

(組織)

第4条 適応指導教室は、教育委員会が所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

(入室対象者)

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童生徒とする。

(1) 学校に在籍する児童生徒

- (2) 不登校又はその傾向にある児童生徒
- (3) 保護者及び本人が入室を希望し、教育長が認めた児童生徒
(開設日及び開設時間)

第6条 適応指導教室及び相談室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、開設日及び開設時間を変更することができる。

- (1) 開設日 4月1日から翌年の3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び蒲郡市立学校管理規則（昭和35年蒲郡市教育委員会規則第1号）第7条に規定する学校の休業日を除く。
- (2) 開設時間 開設日の午前9時から午後4時まで
(通室)

第7条 通室方法及び通室往復途上の安全確保については、通室する不登校児童生徒の保護者の責任において行う。

(入室手続)

第8条 入室を希望する不登校児童生徒の保護者は、「あすなる教室」入室申請書（第1号様式）を在籍学校の長に提出する。

- 2 前項の規定による届出を受けた在籍学校の長は、入級が適切と判断した場合は、押印の上、「あすなる教室」入室申請書を教育長に提出する。
- 3 教育長は、入室の可否について、在籍学校の長、指導主事及び指導員と協議した結果を基に決定する。
- 4 教育長は、入室を許可した場合は、在籍学校の長及び指導員に通知する。

(学校との連携)

第9条 教育委員会は、在室児童生徒について通室状況報告書（第2号様式）を毎月作成し、在籍学校の長に報告する。

- 2 在籍学校の長は、学校の教育計画及び教育活動に関する書類等を教育委員会に提出し、学校復帰の協力をする。

(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童生徒に事故が発生したときは、在籍学校の長は、指導員からの事故報告に基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費等の支給を申請する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

「あすなろ教室」入室申請書

「あすなろ教室」に入室を希望します。

年 月 日

蒲郡市立	学校 第	学年
児童・生徒氏名		
保護者氏名		

上記の児童・生徒は、保護者の要望と登校の実態により、適応指導教室「あすなろ教室」で一時指導を受けることが適切と判断します。

年 月 日

蒲郡市立 学校

校長 印

上記の児童・生徒が適応指導教室「あすなろ教室」に在籍することを認めます。

年 月 日より指導を開始しました。

蒲郡市教育委員会

教育長 印

※ 備考

本書類は、適応指導教室「あすなろ教室」で保存するものとする。

第2号様式（第9条関係）

通室状況報告書

学校				名前		
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
コメント						